

地独評委第5号

平成26年8月28日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 清島 満



意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの中期目標期間の終了時における検討について、地方独立行政法人法第31条第2項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの中期目標期間の終了時における検討の結果、地方独立行政法人として継続させることが適当であると認められる。